

# 宇城市農業委員会の農業委員 募集要項

「農業委員会等に関する法律」に基づき、農業委員は推薦・応募により選出し、市長が議会の同意を得て任命します。宇城市では令和8年7月から農業委員になつていただく方を募集します。

## 1 募集人員

13人

## 2 任 期

令和8年7月20日から令和11年7月19日まで（3年間）

## 3 職 種

宇市の特別職の非常勤職員

## 4 職務内容

- (1) 農地の権利移動や転用に係る許認可業務
- (2) 農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、農業への新規参入の促進）に係る農業委員会の意思決定及び諸活動、現地調査等
- (3) 法人化その他農業経営の合理化に関する業務
- (4) 農業一般に関する調査及び情報の提供に関する業務

上記の業務に関し、月1回程度の農業委員会総会等の会議や現地調査のほか、日常の活動を行います。

なお、農業委員は、活動の内容を月ごとに記録し、宇城市農業委員会事務局へ提出する必要があります。

## 5 委員報酬

月額27,800円（別途、能率給あり）

## 6 推薦を受ける者又は応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方。ただし、次のいずれかに該当する者は推薦・応募できません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (3) 宇城市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等である人
- (4) 宇城市が設置する附属機関の委員である人。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない
- (5) 宇城市職員

## 7 推薦及び応募に係る手続等

以下の（1）の様式に必要事項を記入のうえ、（2）の添付書類を添えて、郵送又は持参により、宇城市農業委員会事務局へ提出してください。  
様式の入手方法は（3）のとおりです。

### （1）推薦及び応募様式

- ア 個人が推薦する場合 別記様式第1号
- イ 法人又は団体が推薦する場合 別記様式第2号
- ウ 自ら応募する場合 別記様式第3号

### （2）添付書類

- ア 上記の推薦及び応募様式に付隨する別紙1、別紙2及び別紙3
- イ 推薦を受ける人又は応募する人の住民票（発行後3カ月以内の本籍及び筆頭者が記載されているもの）
- ウ 推薦を受ける人又は応募する人が認定農業者である場合又は所属する法人が認定農業者である場合は、認定農業者証等の認定農業者であることを証明する書類の写し

### （3）様式の入手方法

次の窓口に備えるほか、宇城市ホームページからもダウンロードできます。

窓口	所在地	電話番号
宇城市農業委員会事務局	宇城市松橋町大野85番地	0964-32-1341
宇城市三角支所建設経済課	宇城市三角町波多213番地1	0964-53-1111
宇城市不知火支所総合窓口課	宇城市不知火町高良2273番地1	0964-33-1111
宇城市小川支所総合窓口課	宇城市小川町河江87番地1	0964-43-1111
宇城市豊野支所総合窓口課	宇城市豊野町糸石3516番地1	0964-45-2111

## 8 推薦又は応募の重複について

同一の方が、農業委員と農地利用最適化推進委員の双方に推薦を受けること又は応募することができますが、双方の委員を兼ねることはできません。

## 9 推薦及び応募に係る書類の提出先

宇城市農業委員会事務局

〒869-0592

宇城市松橋町大野85番地

電話0964-32-1341（直通）

## 10 受付期間

令和8年2月12日（木）から令和8年3月9日（月）まで【必着】

持参される場合は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

## 11 選考方法

宇城市農業委員候補者評価委員会を設置し、提出された書類をもとに農業委員候補者の選考を行います。（必要に応じて面接をする場合があります。）その後、議会の同意を得て市長が任命します。

農業委員の構成については、法令により次のとおりの規定があります。

- (1) 認定農業者（個人又は法人の役職員）が委員の過半数を占めること
- (2) 農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者を1人含めること

また、次のような条件に配慮及び考慮します。

- (1) 委員の年齢、性別等に著しい偏りがないように配慮します
- (2) 委員の配置は、地区別に偏りがないように考慮します

## 12 選考結果のお知らせ

最終的な選考結果は、令和8年7月上旬に、推薦を受けた方、推薦をした方、応募した方全員に郵送により通知します。

また、7月中旬に決定した農業委員の名簿を宇市のホームページに掲載します。

### 1 3 推薦又は応募に関する情報の公表

法令の定めにより、受付期間の中間及び終了後に、宇市のホームページで提出された推薦又は応募に係る書類に記載されている以下の内容を公表しますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 推薦をする人（個人の場合）の氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦をする人（法人又は団体の場合）の名称、目的、代表者又は管理人氏名、構成員の数、構成員の資格及び要件等
- (3) 推薦を受ける人又は応募する人の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦を受ける人又は応募する人が認定農業者であるか否かの別
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) 推薦をする人が、推薦を受ける人を別途募集する宇城市農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別、又は応募者が同委員に応募しているか否かの別
- (7) 推薦を受けた人の数及びそのうちの認定農業者等の数
- (8) 応募した人の数及びそのうちの認定農業者等の数

### 1 4 注意事項

- (1) 提出された申込書等は、返却しません。
- (2) 推薦又は応募に係る経費は、全て推薦者又は応募者の負担となります。
- (3) 申込書に記入された内容に係る確認を行うため、必要に応じて関係機関に照会します。

### 1 5 問合せ先

〒869-0592

宇城市松橋町大野85番地

宇城市農業委員会事務局

電話 0964-32-1341 (直通)

担当 御船